

危機時期にある会社との取引における留意点

～大阪高裁平成30年12月20日判決を参考に～

土井一磨
Kazuma Doi

PROFILEはこちら

第1 はじめに

経済的に窮境に陥り、経営の危機（危機時期）にある会社が、協力企業に支援を求め、事業の継続を図ろうとすることは珍しいことではありません。そして、そのような危機時期にある企業に対し、民事再生手続や私的整理手続等におけるスポンサーに名乗りを上げるまでに至らないにせよ、一時的に資金を援助したり、事業そのものを手助けしたりするという形で、手を差し伸べる企業が現れることもまた少なからずあることです。このような支援がなされる場合、危機時期にある会社と協力企業との間には、密接な取引関係が形成されることになります。

しかしながら、このような窮境企業の事業継続のための取引であっても、債権者間の平等を害したり、危機時期にある会社の財産を不当に減少させたりすることは認められておらず、後に当該窮境企業が法的倒産手続に至った場合には、否認権行使の対象となりうることは十分留意しなければなりません。

大阪高裁平成30年12月20日判決（金法1560号8頁）は、そのような危機時期にある会社とその協力会社との間の取引に対する破産管財人による否認権行使を認めた裁判例であり、危機時期にある会社と、一定の支援を含む取引をする際に参考となる判断を示したものでありますので、本稿にてご紹介させていただきます。

なお、この裁判では、破産管財人より複数の請求がなされ、多くの争点が設定されておりますが、以下では、その中でも特に注目すべき点についてのみ抜粋してご紹介させていただきます。

第2 本判決の判示内容¹

1: 上述のとおり、本裁判は複雑な事実関係のもと、多くの争点が設定された事案であります。以下では、本稿でご紹介する争点に対する関連する範囲に、事実関係を絞ってご紹介しております。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1 本判決の事案の概要

【関係者】

A: 破産会社（パチンコ関連の二次卸売事業及び自動販売機事業を行う株式会社）

X: 被控訴人 Aの破産管財人

Y: 控訴人（経営コンサルタント業務、パチンコ店向けの二次卸売事業及び自動販売機事業を行う株式会社）

【時系列】

年月日	出来事
平成26年9月	Y→A：金銭貸付（本件貸金）
平成27年1月以降	Y←A：パチンコ関連業務の一部を委託。Yは利益の一部を受領し、本件貸金の弁済に充てる。
平成27年2～3月	A、Y→取引先：今後Aの業務をYに移管する旨の通知。
平成27年4月1日	A：パチンコ関連業務につき事実上廃業。以降Yが事実上事業を承継し、Aの従前の取引先との取引を継続。（本件事業承継）
平成27年4月中旬	Y←A：本件貸金に対する弁済及び代物弁済（本件弁済等）
平成27年4月30日	本件貸金の弁済期
平成27年5月15日	A：支払不能
平成27年5月20日	A：支払停止
平成27年9月2日	A：破産手続開始決定
平成28年1月21日	X：本件事業承継及び本件弁済等につき否認権の行使

2 本件の争点

(1) 本件事業承継が破産法160条3項にいう「無償行為」に該当するか(争点①)

本件事業承継は、Aが従前行ってた取引先との仕入取引、卸売取引を、Yが引き継ぐというものであるところ、正式な事業譲渡契約書が取り交わされたり、会社法上の事業譲渡に関する手続を経て行われたりしたものではありませんでした。Xからは、本件事業承継が破産法160条3項にいう「無償行為」に該当するとして否認の主張がなされたのに対して、Yは、Aから取引先の紹介を受けただけで、何らかの無償の取引等があったものではないとの反論を行うなど、本件事業承継が無償行為に該当するか否かが、本判決において争点となりました。

(2) 本件弁済等が「その時期が破産者の義務に属しない行為」(162条1項2号)に該当するか(争点②)

本件弁済等は、本件貸金の弁済期以前になされたものであり、かつ、Aの支払不能時から遡って30日以内になされたものですので、破産法162条1項2号の非義務行為(「その時期が破産者の義務に属しない行為」)に該当するよう思われます。もっとも、仮に、Aが本件貸金の弁済期であった平成30年4月30日まで待ってYに弁済及び代物弁済(以下「弁済等」といいます。)をした場合、その時点でAは依然として支払不能に至っていないことから、この場合の弁済等は否認(破産法162条1項1号・2号)の対象になりません。

このように、弁済期まで待って弁済等をした場合に否認の対象にならない債務について、弁済期に先立って弁済等を行った場合には、破産法162条1項2号の条文に形式的に該当したとしても否認の対象にならないのではないかと、つまり、破産法162条1項2号所定の「その時期が破産者の義務に属しない行為」とは、弁済期が支払不能よりも後に到来する場合に限られるか否かも、本判決における争点となりました。

2:最判昭和40年9月22日・民集19巻6号1600頁

3 本件事業承継が破産法160条3項に該当するか(争点①)について

(1) 本判決における判断【肯定】

本判決は、破産法160条3項にいう「無償行為」につき、「破産者が経済的な対価を得ることなく財産を減少させ、または債務を負担する行為」と定義したうえで、会社法上の事業譲渡(「一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産(得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。)の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営利的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせること²⁾)が、経済的対価を得ないでされた場合には、破産法160条3項にいう「無償行為」に該当するべきと判断しました。

そのうえで、①A及びYが、Aの取引先(仕入先、販売先の双方を含む、以下同じ)に対して、今後Aの事業をYに移管する旨を通知したこと、②Aが事実上廃業したのと同時期に、YがAの従前の取引先との取引をAと同様の条件で開始したこと、③YがAの有していた事業用リース物件を引き継いだことなどの事実関係のもとにおいては、契約書等がなくとも、AからYに対する事業譲渡があったといえ、破産法160条3項にいう「無償行為」に該当すると判示しました。

(2) 検討

事業譲渡の否認に関する裁判例としては、破産手続開始申立前にした事業譲渡が詐害行為に当たるとした東京地裁平成22年11月30年決定(金法1368号54頁)など先例が存在しますが、経済的対価がなく、本件事業承継のような事実上の取引先の引継ぎを「事業譲渡」と認定した上で、破産法160条3項にいう「無償行為」に該当するとする判示した裁判例は公刊物の中には見当たらず、本判決の判断は、今後の実務に一定の影響を与えるものといえます。

なお、本判決は、AからYへの本件事業承継について、会社法上の事業譲渡の定義に関する最高裁昭和44年判決の

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

基準に照らして事業譲渡に該当すると認定したうえで、破産法160条3項の無償行為該当性を認めています。否認の対象となる事業承継行為が必ずしも会社法上の事業譲渡に該当する必要まであるのか否かは、本判決からは判然としません。

危機時期にある会社が、一部の取引先との取引関係のみを他社に引継ぎ、その後、暫定的に従前の取引条件と同様の条件による取引が実施されることなどは、実務上十分想定しうる事態であり、そのような場合にまで本判決にいう「破産者が経済的な対価を得ることなく財産を減少させ、または債務を負担する行為」として否認の対象になるのかという点については、今後の裁判例の蓄積が待たれるところです。いずれにしても、このように危機時期にある会社の事業承継に関与する場合には、それが否認の対象にならないように留意する必要があります。

4 本件弁済等の否認の可否(争点②)

(1) 本判決における判断【肯定】

本判決は、破産法162条1項2号が非義務行為(期限前弁済)について否認の対象としている趣旨について、①破産リスクを他の債権者に転嫁し、債権者間の平等を著しく害する行為であるため(有害性)、②債権者が期限前弁済を受けることによって、支払不能後の偏頗行為否認(破産法162条1項1号)を潜脱することを許さないため(潜脱防止)としたうえで、本件のように弁済期が支払不能よりも前に到来する場合については、上記②の潜脱防止の趣旨は該当しないとしつつも、①債務者が期限前弁済をする時点では、後の否認権行使の際に、支払不能が弁済期の前後のいずれに定まるのか不確定であり、②支払不能よりも前の段階でも、それまでに債務者の財務状況が徐々に悪化し、支払不能に陥ることが確実であるという状態を観念することができる場合があり、この時

期における期限前弁済は、本来の弁済期が支払不能よりも前に到来する場合であっても、やはりこれを受ける債権者のみに優先的な満足を与え、破産リスクを他の債権者に転嫁するものであって、債権者間の平等を害するという有害性の程度には変わりがないとして、弁済期が支払不能よりも前に到来する場合であっても、支払不能から遡って30日以内に期限前弁済がされたときは、破産法162条1項2号所定の「その時期が破産者の義務に属しない行為」に該当すると解するのが相当であると判示しました。

(2) 検討

本判決は、破産法162条1項2号が否認の対象としている非義務行為(期限前弁済)について、本来の弁済期と(事後的に認定される)支払不能時期との先後を問わないとするものであり、先例としての意義を有します。特に、破産法162条1項2号該当性の判断に際して、危機時期における債権者間の平等を重視し、当該行為時点における有害性の有無及び程度に着目して偏頗行為該当性を判断している点が注目されます。

危機時期にある会社あるいは危機時期にある会社から期限前弁済を受ける会社においては、資金繰り等の経済状況に留意し、当該弁済行為が債権者間の平等を害する恐れがないか(当該行為によって、破産リスクを他の債権者に転嫁することにならないのか)慎重な検討が一層必要となります。

第3 まとめ

以上のように、危機時期にある会社との間で取引する際や、弁済を受ける際には、当該取引等が事後的に否認権行使の対象とならないか留意する必要があります。本判決は、危機時期にある会社に関して実務上発生しうる状況につき、破産法の否認規定の趣旨を斟酌しつつ否認の是非を判断したもので、今後の参考になるものと思われれます。